

## 第3章 計画の基本的な考え方

# 1 計画の基本理念

本市では、西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例を制定し、家庭での子育てを基本としながらも地域社会全体で子育て家庭を支援することで、安心して子どもを育て、その成長に喜びを実感することができる社会、そして、地域の宝である子どもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指してきました。

また、令和5年12月に閣議決定されたこども大綱では、全ての子ども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を掲げています。

これらのことを踏まえ、子どもや若者の笑顔があふれ、市民みんなが子どもや若者の権利を大切にするとともに、より一層地域がつながり、誰もが互いに支え合い、共に育ち合うことのできる西脇市を目指します。

## [ 基本理念 ]

**『子どもや若者の笑顔があふれ、権利が大切にされるまち 西脇』  
～地域全体で支え合い、共に育ち合えるまちへ～**

参考 第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画 基本理念  
すべての子どもたちの笑顔があふれるまち 西脇  
～育てる喜びを感じられるまちへ～

基本理念を踏まえた取組を着実に進め、子ども・若者だけでなく、子育て家庭や子育てにかかわる全ての人々が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現につなげていきます。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

